

高知県人権教育推進プラン(令和2年改定版)に関わる各課事業の令和2年度進捗状況 (進捗シートインデックス)

資料4

【各課事業の分類表】

取組項目		事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
1 就学前教育の取組	1-(1) 保育・教育内容の充実	1	園内研修支援事業	幼保	○	○	○	1	5		
		2	園評価支援事業	幼保	○						
		3	基本研修	幼保・教セ	○	○	○	1	5		
		4	保幼小連携・継続推進支援事業	幼保	○						
	1-(2) 保育士・幼稚園教員・保育教諭等研修の充実	5	親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保	○	○					
		6	多機能型保育支援事業	幼保	○						
		7	保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)	幼保	○	○					
		8	特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)	幼保	○						
		再	基本研修								
		再	園内研修支援事業								
	1-(3) 親育ち・子育て支援の充実	再	園評価支援事業								
		9	親育ち支援啓発事業	幼保	○	○	○	1	6		
10		基本的な生活習慣向上事業	幼保	○							
11		家庭教育支援基盤形成事業	生涯	○							
12		スクールソーシャルワーカー活用事業(就学前)	幼保	○							
2 小学校以降の学校教育の取組	2-(1) 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進	再	保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)								
		13-1	人権教育推進事業(人権教育研究指定校事業)	人権	○	○	○	1	7		
		14	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権	○		○				
		15	道徳教育実践充実プラン	小中	○	○	○	1	8		
		16	キャリア教育強化プラン	小中・高等	○					○	
		17	ソーシャルスキルアップ事業	高等	○	○	○	1	8		
		18	キャリアアップ事業	高等	○						
		19	特別支援教育セミナー	教セ	○	○	○	1	9		
		20	いじめ防止対策等総合推進事業	人権	○	○	○	1	10	○	
		21	県立学校運動部活動活性化事業	保体	○						○
		22	運動部活動指導員配置事業	保体	○			1	11		
		23	文化部活動指導員・支援員の活用	小中・高等	○		○				○
		24	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権	○			1	11	○	
	25	心の教育センター相談支援事業	心セ	○			1	12			
	26	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	人権・心セ	○							
	27	校内支援会サポート事業	人権・心セ	○			1	13			
	53	不登校担当教員配置校サポート事業	人権	○		○	1	13		○	
	2-(2) 教育内容の創造	13-2	人権教育推進事業(人権教育主任連絡協議会)	人権	○	○	○	1	14		
		28	防災教育推進事業	学安	○	○		1	15		
		29	キャリア教育・就労支援推進事業	特支	○			1	15		○
		30	地域協働学習の推進	高等	○						
		再	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業								
		再	キャリアアップ事業								
	2-(3) 教職員研修の充実	13-3	人権教育推進事業(人権学習学校支援事業)	人権	○	○	○	1	16		
		31	管理職等育成プログラム	教セ	○	○	○	1	16		
		32	若年教員育成プログラム	教セ	○	○	○	1	17		
		33	中堅教諭等資質向上研修	教セ	○	○	○	1	17		
34		生徒指導主事会(担当者会)	人権	○		○	1	18			
2-(4) 組織的・継続的な取組とその点検・評価	35	地域学校協働活動推進事業	生涯	○	○				○		
	36	コミュニティ・スクール推進事業	小中	○						○	
	再	不登校担当教員配置校サポート事業									
	再	管理職等育成プログラム									
	再	人権教育推進事業									
	再	若年教員育成プログラム									
再	いじめ防止対策等総合推進事業										

取組項目		事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規		
3	3-(1)	子どもを通して大人が育つ環境づくり	13-4	人権教育推進事業(PTA人権教育研修への支援)	人権	○	○	○	1	19			
			37	教育支援センターにおける学習指導の在り方に関する調査研究	人権	○							
			38	PTA活動振興事業	生涯	○	○	○					
			39	こうちの子ども健康・体力向上支援事業	保体	○							○
			40	自然体験活動の推進	生涯	○							
			再	親育ち支援啓発事業									
			再	親育ち支援保育者スキルアップ事業									
			再	家庭教育支援基盤形成事業									
	3-(2)	ライフステージに応じた学習機会の提供・充実	13-5	人権教育推進事業(高知県市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会)	人権	○	○	○	1	20			
			41	社会教育振興事業	生涯	○	○						
			42	青少年教育施設振興事業	生涯	○							
			43	若者の学びなおしと自立支援事業	生涯	○			1	21			
			44	中学校夜間学級設置促進等推進事業	高等・小中	○							
			45	定時制教育の充実	高等	○							
			再	PTA活動振興事業									
	3-(3)	指導者等の養成	13-6	人権教育推進事業(社会教育主事等研修)	人権	○	○	○	1	22			
			再	社会教育振興事業									
	3-(4)	人権学習プログラムの開発、教材の整備	46	生涯学習活性化推進事業	生涯	○							
			再	人権教育推進事業									
			再	社会教育振興事業									
			再	自然体験活動の推進									
4	就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働	再	青少年教育施設振興事業										
		47	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	○	○					○		
		48	学習支援員事業	高等	○								
		49	学力向上推進事業	高等	○								
		50	食育推進支援事業	保体	○							○	
		51	小、中学校における切れ目のない支援体制の構築推進	特支	○		○				○		
		52	高等学校における特別支援教育の推進	特支	○		○	1	23		○		
		再	保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)										
		再	特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)										
		再	地域学校協働活動推進事業										
		再	コミュニティ・スクール推進事業										
		再	多機能型保育支援事業										
		再	スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>										
		再	人権教育推進事業										
5	関係機関・NPO等との連携	再	保幼小連携・継続推進支援事業										
		再	食育推進支援事業										
		再	心の教育センター相談支援事業										
		再	人権教育推進事業										

【担当課別事業一覧】

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
1	園内研修支援事業	幼保	○	○	○	1	5		
2	園評価支援事業	幼保	○						
4	保幼小連携・継続推進支援事業	幼保	○						
5	親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保	○	○					
6	多機能型保育支援事業	幼保	○						
7	保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)	幼保	○	○					
8	特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)	幼保	○						
9	親育ち支援啓発事業	幼保	○	○	○	1	6		
10	基本的な生活習慣向上事業	幼保	○						
12	スクールソーシャルワーカー活用事業(就学前)	幼保	○						

2

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
3	基本研修	幼保・教セ	○	○	○	1	5		

1

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
11	家庭教育支援基盤形成事業	生涯	○						
35	地域学校協働活動推進事業	生涯	○	○				○	
38	PTA活動振興事業	生涯	○	○	○				
40	自然体験活動の推進	生涯	○						
41	社会教育振興事業	生涯	○	○					
42	青少年教育施設振興事業	生涯	○						
43	若者の学びなおしと自立支援事業	生涯	○			1	21		
46	生涯学習活性化推進事業	生涯	○						
47	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	○	○				○	

1

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
13-1	人権教育推進事業(人権教育研究指定校事業)	人権	○	○	○	1	7		
13-2	人権教育推進事業(人権教育主任連絡協議会等)	人権	○	○	○	1	14		
13-3	人権教育推進事業(人権学習学校支援事業)	人権	○	○	○	1	16		
13-4	人権教育推進事業(PTA人権教育研修への支援)	人権	○	○	○	1	19		
13-5	人権教育推進事業(高知県市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会)	人権	○	○	○	1	20		
13-6	人権教育推進事業(社会教育主事等研修)	人権	○	○	○	1	22		
14	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権	○	○	○				
20	いじめ防止対策等総合推進事業	人権	○	○	○	1	10	○	
24	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業	人権	○			1	11		
34	生徒指導主事会(担当者会)	人権	○		○	1	18		
37	教育支援センターにおける学習指導の在り方に関する調査研究	人権	○						
53	不登校担当教員配置校サポート事業	人権	○		○	1	13		○

10

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
26	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	人権・心セ	○						
27	校内支援会サポート事業	人権・心セ	○			1	13		

1

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
15	道徳教育実践充実プラン	小中	○	○	○	1	8		
36	コミュニティ・スクール推進事業	小中	○						○

1

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
17	ソーシャルスキルアップ事業	高等	○	○	○	1	8		
18	キャリアアップ事業	高等	○						
30	地域協働学習の推進	高等	○						
45	定時制教育の充実	高等	○						
48	学習支援員事業	高等	○						
49	学力向上推進事業	高等	○						

1

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
16	キャリア教育強化プラン	小中・高等	○					○	
23	文化部活動指導員・支援員の活用	小中・高等	○		○				○
44	中学校夜間学級設置促進等推進事業	高等・小中	○						

0

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
19	特別支援教育セミナー	教セ	○	○	○	1	9		
31	管理職等育成プログラム	教セ	○	○	○	1	16		
32	若年教員育成プログラム	教セ	○	○	○	1	17		
33	中堅教諭等資質向上研修	教セ	○	○	○	1	17		

4

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
21	県立学校運動部活動活性化事業	保体	○						○
22	運動部活動指導員配置事業	保体	○			1	11		
39	こうちの子ども健康・体力向上支援事業	保体	○						○
50	食育推進支援事業	保体	○						○

1

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
25	心の教育センター相談支援事業	心セ	○			1	12		

1

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
28	防災教育推進事業	学安		○		1	15		

1

事業No	事業名称	担当課	環境づくり	人権学習	人権感覚	抽出事業	掲載ページ	①R2変更	②R2新規
29	キャリア教育・就労支援推進事業	特支	○			1	15		○
51	小、中学校における切れ目のない支援体制の構築推進	特支	○		○			○	
52	高等学校における特別支援教育の推進	特支	○		○	1	23	○	

2

高知県人権教育推進プラン(令和2年改定版)に関わる各課事業(抽出)の令和2年度進捗状況(事業別進捗シート)

1 就学前教育の取組

令和2年度12月末現在

1-① 教育・保育内容の充実

【取組の指針】

一人一人の子どもの特性や育ちに応じた支援を行い、子ども自身が大切にされていると感じられるようなかわりを積み重ねるなかで、自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えを育むなどの保育・教育の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
1	園内研修支援事業 (幼保支援課)	◇保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援等の場において活用方法の周知・徹底を図り、保育所・幼稚園等において保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った教育・保育が実践されるようにする。 ◆園内研修支援 ・幼保支援アドバイザー等派遣:168回 ◆ブロック別研修支援 (県内13ブロックで研修を実施) ・幼保支援アドバイザー等派遣:102回	○年間を通じた継続支援であるブロック別研修支援や園内研修支援により保育者の研修の機会を確保し、各園の研修テーマや課題に応じた支援を行うことにより、保育者の保育の質の向上につながった。 ○ブロック別研修の公開保育におけるグループ協議の運営などは、地域の中核者となるよう教育センターと連携して育成しているミドルリーダーが行うことにより、リーダーとしてのスキルアップと実践を推進する力を付けることにつながっている。 ●新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ブロック別研修にブロック内の他の市町村の保育者を参加させることができず、他園の保育を見て自園の保育の改善等につなげる取組が十分できなかった。 ●保育に対して指導・助言等を行うだけでなく、保育内容を評価する仕組みについても検討する必要がある。	令和3年度の取組	ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した保育実践が広がっている。 ・ガイドライン等を活用し、保育の見直し・改善を行った園の割合 80%以上(R1:62.6%)
No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
3	基本研修 (幼保・教七)	◇「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用を促進し、保育所保育指針・幼稚園教育要領に沿った具体的な指導方法の確立と普及を進める。 ◇保育所・幼稚園等における組織力・実践力の向上に向けた組織マネジメント力の強化に努める。	※研修後の受講者アンケートの提出締め切りを1月末としているため、成果と課題については2月以降に記載する。	令和3年度の取組	研修後の以下のチェック項目がすべて3.2以上(4件法) 【基礎～中堅ステージ】 ・保育者の環境の一部であることを認識し、子どもの手本となる言動をしている。 ・子どもの言動を否定的に捉えたり話したりしていない。 ・いつも温かく支持的なやり方で子どもに応答している。 ・園内の自然環境を整備したり、季節感のある遊びを取り入れたりしている。 ・支援を必要とする子どもの特性を理解し、一人一人に応じた関わりを心がけている。 【管理職ステージ】 ・各職員が一人一人に応じた援助を適切に行えるよう、学び合いの場をつくっている。 ・一人一人の子どもの内面を理解し、必要に応じた援助が適切に実施されているか把握し、指導している。

1-③ 親育ち・子育て支援の充実

【取組の指針】

子どものよりよい育ちのために、保護者の子育て力の向上を図るための支援や研修の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
9	<p>親育ち支援啓発事業 (幼保支援課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 実践や学習を通して、保育者や保護者が自らの人権意識を見つめ直し、より豊かな人権感覚を身に付けるため</p>	<p>◇保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、保護者の子育て力向上のための研修や市町村単位の合同研修、園内での保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。</p> <p>◆保育者研修の実施(園内研修支援) ・親育ち支援アドバイザー等派遣:46回</p> <p>◆保護者研修の実施(園のニーズや課題に応じた講話やワークショップの実施) ・親育ち支援アドバイザー等派遣:47回</p> <p>◆各園における親育ち支援担当者の配置率:100%</p>	<p>○各園における親育ち支援担当者の配置率は100%となり、チームとして親育ち支援に取り組む体制はほぼ整った。</p> <p>○保護者への講話やワークショップを通して、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解が深まり、積極的に子どもに関わろうとする意識の醸成につながっている。</p> <p>●研修に参加しない・参加できない保護者に対する支援方法を検討する必要がある。</p> <p>●新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各園での保育者・保護者研修支援が計画どおり進んでいない。</p>	令和3年度の取組	<p>管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。</p> <p>・各園における親育ち支援担当者の配置率 100% (R1:87.5%)</p> <p>・親育ち支援研修計画の作成率 100% (R1:53.9%)</p>

2 小学校以降の学校教育の取組

令和2年度12月末現在

2-① 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

【取組の指針】
 教育活動全体を通じて、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりと自尊感情を育むための取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-1	人権教育推進事業 ・人権教育研究指定校事業 (人権教育・児童生徒課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。	◇人権意識を培うための学校教育の在り方について、教育委員会等との連携・協力の下で幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資する。 ◆指定校5校(2年間指定) ・総合的な学習の時間における探究的な人権学習プログラムの作成・実践(3校) ・学校教育活動全体を通じた人権教育についての研究・実践(2校) ・指定校における取組の中心組織である研究推進委員会や、職員会議・校内研修において、定期的継続的に研究の方向性や学習指導案等についての訪問支援を各学期3～4回行うとともに、研究の推進に向けて支援を行っている。 ◆合同推進会議(7/22) ・研究2年目校の実践発表や、自尊感情の育成に関する講演、取組の改善に関する協議を行い、研究のさらなる充実と普及・啓発を図る。 対象：研究指定校5校の管理職・人権教育主任・研究主任他 ◆研究発表(12/2、12/11、1/22予定) ・1小学校で研究発表会を実施。1中学校は感染防止の為、校内研究授業の実施と研究資料の発送に変更。	○各校が、研究テーマに基づいた校内研修や、日常の教科・人権学習、児童生徒への関わり等の指導充実に向け、組織的に取り組むことができています。(環境・学習・感覚) ○合同推進会議において、各校の研究や取組についての成果と課題を明確にし、よりよい取組にするための協議を行うことにより、研究校の取組の普及を図ることができた。 ○研究指定校において、学校の特色を生かした人権教育の充実に向け、総合的な学習の時間における人権学習や、人権教育の視点に立った教科の研究に取り組み、研究発表や資料の発送をもってその成果を発信することができた。(環境・学習・感覚) ●次年度に向け、本県の課題や指定校の実態に応じた研究テーマの設定と計画的な支援を検討する必要がある。 ●今後、コロナ禍における研修や研究発表時の環境設定について、研究校と検討する必要がある。	令和3年度の取組	①人権教育に関する指導方法等の改善及び組織的な取組により、教科等における人権学習や人権が尊重された学校づくりの取組が推進されている。 ②人権課題に対する児童生徒の理解が深まり、自己肯定感、人権意識の高まりが見られる。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
15	道徳教育実践充実プラン (小中学校課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てる。	◇新学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高める。また、道徳推進リーダーの活用や大学等の連携を通して、全ての学校において「考え、議論する道徳」が実践されるよう、授業の質的転換を図る。 ◆道徳教育拠点校事業 ・指定校10校(H30～R2の3年間指定) ・「考え、議論する道徳」の指導と評価の一体化を図る研究実践 ◆「特別の教科 道徳」授業づくり講座 指定校5校を拠点校とし、道徳科の時間を軸とした組織的な授業改革の推進 ・「命の尊さ」「親切・思いやり」「相互理解」の教材を扱った講座の実施(5校中、4校実施:340名参加)	○令和2年度高知県児童生徒学習状況調査結果(11月実施)において、中学校では、生徒の自己肯定感が向上し、夢や希望をもった生徒が増えてきている。(感覚) 「自分にはよいところがある」(前年比+2.6p) 「将来の夢や目標を持っている」(前年比+1.5p) ○同調査において、中学校では、生徒同士の対話を取り入れた道徳の授業が増えてきている。(学習) 「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると思う」(前年比+6.4p) ●同調査において、小学校では、道徳性を問う項目で肯定的回答が下がっている。(感覚) 「自分には、よいところがある」(前年比-8.8p) 「将来の夢や目標を持っている」(前年比-5.7p) 「学校のきまりを守っている」(前年比-3.3p)	令和3年度の取組	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙において、道徳性(「自分にはよいところがあると思う」「学校のきまり(規則)を守っている」「人が困っているときは、進んで助けている」「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「人の役に立つ人間になりたいと思う」)に関する項目の肯定的な回答が前年度を上回る。
17	ソーシャルスキルアップ事業 (高等学校課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 生徒の自尊感情、他者理解、人間関係調整力の向上を目指す	◇より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した取り組みの推進。 ◆「仲間づくり合宿」 新入生がスムーズに高校生活を送ることができるよう宿泊研修や体験活動を実施。 ・校外での実施校:2校。(宿泊研修を日帰りに変更) ※他の学校は、校内でのガイダンス等に切り替えて実施 ◆学習記録ノート(キャリアノート) 教員と生徒が双方向でやり取りを行うことで、生徒のコミュニケーション能力等の向上を図るとともに、教員の生徒の看取りのためのツールとして活用。 ・学習記録ノート活用校 28校	「仲間づくり合宿」 ○令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で30校中2校の実施となった。実施できなかった学校は、代替として校内ガイダンス等に切り替えて実施した。 ●ガイダンスのみでは、スムーズな高校生活のスタートをきることができず、本来の目的が達成できなかった学校もあった。 「学習記録ノート」 ○学習記録ノートの有効活用により、生徒の振り返りによる自己理解のみならず、教員と生徒が常時関わりをもつことができることから、生徒の変容に気づき、早期対応ができたケースもあるなど、双方向でやりとりを行うことで生徒理解が促進された。 ●担任等によって活用に温度差があり、組織的・体系的な取組ができる仕組み作りが求められる。	令和3年度の取組	◇すべての県立学校において、よりよい対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。 ◇仲間づくり合宿等の実施 100% (R元:80%) ◇県オリジナルアンケート 「クラスでは安心して過ごすことができる」100% (R元:91.1% 1年生12月) ◇学習記録ノート等を活用している学校 100%(R元:80%)

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
19	特別支援教育セミナー (教育センター)	◇インクルーシブ教育システムの構築に向け、発達障害等のある特別な支援が必要な児童生徒に対し、教員一人ひとりが障害特性等を理解して、指導・支援ができるよう、専門的な知識を習得させ、専門性の向上を図る。	○受講者アンケート全体平均3.72「今後の業務・実践に生かせる内容」3.80と評価が高かった。研修案内を例年より早い段階から行ったことで、全体的に受講者数の増加となった。保育者施設職員の受講者数が増加した。 ※上記の結果が得られているが、研修を受け、どのように実践へ生かしているかを1月中旬より追跡調査を行い、2月中旬には把握できる予定。		○保育士及び教職員として、発達障害等のある児童生徒の実態を見取り、特性に応じた効果的な指導・支援ができる。 ・研修事後の追跡調査 「特別支援教育の理念を理解して、積極的に関わろうとする教職員」の割合8割以上
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 障害特性等を理解して、指導・支援を行うためには、環境、人権学習の充実、人権感覚の育成すべてに関わってくと考えられるため				

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
20	いじめ防止対策総合推進事業 (人権教育・児童生徒課)	◇『『高知家』いじめ予防等プログラム』の活用 ◆『『高知家』いじめ予防等プログラム』を活用した取組を進めるため、市町村教育長会、校長会を訪問し、プログラムの活用について依頼(～7月)	○学校において『『高知家』いじめ予防等プログラム』の活用した校内研修や子ども向けのいじめ予防授業の実施が進んできている。 ●保護者や地域に向けた周知については、集合研修が難しい場合は、学校新聞や通信等で発信するなど適宜の方法で実施する必要がある。 ●関係機関等での周知の方法についても今後検討する必要がある。		○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCAサイクルにより検証、改善が進められている。
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)	◆プログラムの活用状況(実施予定含む)7月末時点 校内研修：小100% 中100% 高100% 児童生徒向け授業：小86.3% 中84.3% 高48.9% 保護者・地域研修：小31.1% 中22.2% 高18.4%	○研修DVDを活用し、学校におけるいじめ、児童虐待、不登校、ネット問題、人権課題に関する校内研修が充実している。 ●活用状況について把握し、活用が不十分なところについては再度依頼し徹底を図る。 ○人権教育主任や生徒指導主事、不登校担当教員が主体となり研修を実施することができるようになっている。		・学校が『『高知家』いじめ予防等プログラム』を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した割合：教職員 100%、保護者・地域 80%以上 ・「学校いじめ防止基本方針」をPDCAサイクルで検証し改善した学校の割合：小学校 100%、中学校 100%、高等学校 100% (R2.2月 小98.9% 中99.0% 高98.0% 特支85.7%)
	○位置付けの理由 いじめ防止に向けた県民総ぐるみの取組を推進するため。	◇校内研修の充実への支援 ◆生徒指導上の諸課題に対応した研修内容を掲載したDVDを作成・配付・活用 ・全小中高・特別支援学校に配布、活用について依頼(6月) ◆校内研修担当者への支援 ・研修会を開催し、人権教育主任や生徒指導主事、不登校担当教員らが研修を実施できるよう支援 ◇スクールロイヤー活用事業【R2～】 ◆学校における法的相談への対応 ◆法令に基づく対応の徹底 ◆校内研修の講師派遣・校内支援会等への参加 ・学校からの要請に応じてスクールロイヤーを学校等に派遣 (12月末現在 相談11件、研修8件、授業5件) ◇高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会の開催 ◆いじめ問題対策連絡協議会 ・新型コロナウイルスの感染による誹謗中傷の防止等について協議(7月)(1月予定) ◆いじめ問題調査委員会 ・該当の事案なし	○スクールロイヤーが学校に対して法的側面から助言を行い、学校の対応力の向上につなげている。 ●学校からの多様な相談ニーズに対応できるよう体制を強化する必要がある。 ●スクールロイヤー活用事業における対応事例の蓄積と、活用例を学校に周知していく必要がある。 ○いじめ問題対策連絡協議会の開催により、新型コロナウイルス感染症による誹謗中傷対策について検討することができた。 ●各関係機関・団体とのさらなる連携によるいじめ防止等のための取組につなげる必要がある。 ○いじめ問題調査委員会(調査審議中の事案なし)		

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
22	<p>運動部活動指導員配置事業 (保健体育課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成()</p> <p>○位置付けの理由 部活動において、生徒同士や教員と生徒の人間関係の構築、生徒自身の自己肯定感の向上を図るなど、その教育的意義をより高めるため</p>	<p>◇各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動に係る負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や学校外での活動の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。</p> <p>◆運動部活動指導員の配置 ・市町村立中学校(6市2町17校35部26名) ・県立中学校(4校13部8名) ・県立高等学校(18校34部35名)</p> <p>◆研修の実施(年2回) ・配置に係る研修(7/4・7/11・7/18) ・運動部活動課題解決研修会<オンデマンド研修>(12/7~16)</p>	<p>○運動部活動指導員を配置することで、顧問教員の部活動に係る負担を軽減し、運営の適正化を進めることができています。</p> <p>○運動部活動の在り方や指導上留意すべき点などを盛り込んだ研修の実施により、学校教育の一環としての部活動について、運動部活動指導員の理解をより深めることができた。</p> <p>●市町村立中学校においては、運動部活動指導員の配置が8市町にとどまっている。</p>	令和3年度の取組	<p>目指すべき姿(到達目標) 運動部活動指導員を配置することにより、配置された部活動の顧問教員にゆとりが生まれ、生徒に向き合う時間が確保できる。</p>
24	<p>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成()</p> <p>○位置付けの理由 いじめや暴力行為などの未然防止・いじめ、不登校の問題を解消するための取組・課題解決のための関係機関との連携 他。</p>	<p>◇児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー(SC)や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置して、相談支援体制の充実を図る。</p> <p>◆SC及びSSWの配置 全ての公立学校へのSC及びSSWの配置 アウトリーチ型SCの配置:11市 配置人数 SC:86人 SSW:66人</p> <p>◆SCやSSWを活用した校内支援会を7月末までに4回以上実施している学校の割合 小学校57.9%、中学校69.4%、高等学校44.4%</p>	<p>○SC及びSSWの配置 おおむね計画どおりに配置ができた。</p> <p>●SCやSSWを活用した校内支援会の実施率が低い背景には、4月、5月に新型コロナウイルス感染症対策のための学校休業等の影響により、当初の計画通りに校内支援会を開催できなかった学校があると考えられる。</p>	令和3年度の取組	<p>○児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。</p> <p>・90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小学校100%、中学校100%、高等学校100%</p> <p>・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合 小学校90%以上、中学校95%以上、高等学校100%</p> <p>(R2.2月:小学校 66.3%、中学校 75.7%、高等学校 63.9%)</p>

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
25	心の教育センター相談支援事業 (心の教育センター) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成() ○位置付けの理由 子どもや保護者が安心して学び、生活できる環境の充実を目指す。	◇高度な専門性を有するスクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し、いじめなど学校生活の悩みやトラブル、不登校、虐待、家庭における問題など、子どもたちが抱えるすべての教育課題に関する相談を一次的に受理し、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添う「ワンストップ&トータルな支援体制」を構築する。 ◆心の教育センター相談活動の実施 ◆来所等相談、電話相談、メール相談等への対応 ・来所相談受理件数:436件、延べ件数:1,354件 ・電話相談:754件、メール相談:102件 ・こうち高校生LINE相談(第1、2期):相談対応件数311件(相談対応率98.4%) ・ケース検討会(毎週水曜日)22回実施 ◆日曜日開所、東部・西部相談室の開室 ・日曜日開所:33日開所、延べ件数:251件 ・東部相談室開室:20日開室、延べ件数:41件 ・西部相談室開室:20日開室、延べ件数:8件 ◆広報用チラシの配布 ・県内全児童生徒、教育委員会等 7,7000枚 ●教育支援センターの相談支援体制の強化 ◆教育支援センター訪問支援の実施 ・教育支援センター訪問支援22ヶ所(22ヶ所中) ・支援会、ケース検討会等の実施率90.9% ・Webによるブロック会議(1回、6機関参加) ・Webによる教育支援センター支援(4回、4カ所) ●関係機関との連携 ◆教育相談関係機関連絡協議会(毎年2回) ・第1回教育関係機関連絡協議会実施(7/17)	○カウンセリングやプレイセラピー、支援会等を通して、SC等の見立てを基に相談者のニーズや状況に配慮した支援を行うことで、子どもたちは、支援者との信頼関係を築きながら、自己肯定感を高め、他者とのよりよい関係を築いていくための基盤を育み、集団生活への適応力を身につけている。また、保護者や教員は、課題を客観的に捉え、子どもへの理解を深め、よりよい関わりや支援に活かすことができている。 ○電話、メール、LINE相談では、相談者は、支援者の共感や受容、助言等により不安や悩みを和らげ、考え方や対応の仕方等への気づきを得ることができている。 ●一つ一つのケースに対して、より有効な支援を講じることができるよう、所内会やケース会を定期的に開催し、職員個々の専門性とチーム力の向上に取り組んでいく。 ○日曜日開所での1日の相談対応件数は平均8件程度で、休日開所の利便性が伺える。11月下旬から、土曜日開所(月2回)も試行的に実施している。 ●東部相談室は来所相談や支援会等一定のニーズがあるが、西部相談室での対応件数は少ない。教育委員会、学校、教育支援センター等への周知等、活用に向けての働きかけを継続して行っていく。 ○全ての教育支援センターへの訪問及びブロック別研修会等で連携を深め、子どものたちへの関わり方や環境整備等について、個別の相談にも対応している。 ●「新しい生活様式」を踏まえ、Webを活用した教育支援センター支援等を検討する必要がある。Web会議システムによる相談支援を実施するなど、相談ニーズに適切に対応できる支援環境を整えていく。 ○関係機関相互に連絡を取りながら、情報交換やケース対応等の連携を進めている。	令和3年度の取組	◆心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。 ・県内全児童生徒、教育委員会等に広報チラシ、カードを配布、学校、教育委員会等を訪問し当センターの広報を行う。 ・日曜日開所及び東部・西部地域での相談対応率:100% ・日曜日開所における相談対応件数:1日(SC2名体制)あたり8件(年42日×8件=336件) ・教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率 85%(R元年度72.7%)

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
27	校内支援会サポート事業 (心の教育センター) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成() ○位置付けの理由 子どもや保護者が安心して学び、生活できる環境の充実を目指す。	◇生徒指導上の諸課題の早期解決を図るために、各学校において定期的実施している校内支援会が、支援を必要とする児童生徒に対して組織的かつ計画的な支援が充実するよう支援する。 ●重点支援校への支援 ◆重点支援校の指定【R2～】 ・重点支援校15校指定 ◆心の教育センター指導主事、スクールカウンセラー(以下、SC)等の支援訪問 ・重点支援校支援訪問49回(年間60回) ・ケース数164ケース(内訳:不登校45、行動102、学習面11、複合要因6) ・重点支援校における支援会において、SC等の見立てに基づいた支援の方向性が検討された割合78.3%	○支援会の中で、未然防止や早期対応等を視野に入れた協議が定着してきている。また、教員による子どもたちへのアセスメントに加え、SC等の心理的な見立てを踏まえた支援が行われている。 ●定期訪問だけでなく、日常的な学校との連携や支援のあり方についての工夫が必要である。 一定例の支援訪問以外の時にも、指導主事が担当教員等と連携し、支援会の運営や、個別のケースの見立て対応のあり方など、継続した支援を行っていく。	令和3年度の取組	○校内支援会において、SC等からの助言を取り入れた見立てに基づいた支援方法が決定されている。 ・重点支援校における支援会において、SC等の見立てに基づいた支援の方向性が検討された割合 80%(R元年度78%)
53	不登校担当教員配置校サポート事業 (人権教育・児童生徒課) 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 不登校に対する未然防止・初期対応・自立支援を組織的に推進することで、全ての児童生徒に対する教育機会を保障するため。	◇不登校の出現率が高い学校に不登校担当教員を配置し、児童生徒の不登校の要因や状況に応じたきめ細かく柔軟な支援が行われるよう、指導主事等で構成する「不登校対策チーム」が各学校を訪問し、不登校担当教員が中心となった校内支援会をはじめとする組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実を図る。 ◆不登校担当教員(者)の配置(20校) ◆配置市町村訪問(各3回) ◆配置校訪問(各3回) ◆スキルアップ研修(1回) →12月予定の第2回研修会は1月に延期	○長欠出現率が減少している学校では、欠席情報の共有や校内支援会の強化が、初期対応の充実につながっている。【20日以上長期欠席(12月末)が前年比で減少している学校の割合:65%] ○スキルアップ研修や定期的な学校訪問、各学校での校内研修等により、配置校での欠席情報の把握は徹底された。 ○不登校担当教員だけでなく、養護教諭やSC・SSW等、複数の教職員が連携した初期対応が実施される学校が見られるようになった。(初期対応率:小学校7月100%→12月100%、中学校7月89.6%→12月98.7%) ●初期対応・自立支援が進み、登校できる児童生徒と、個別支援が必要な児童生徒が増加し、別室の運営に苦慮している大規模校が見られる。 ●初期対応を、役割分担し組織的に進める体制が不十分な学校が見られる。 ●校内支援会で協議された支援策の実施や検証改善の仕方に問題がある学校では、自立支援が十分に届いていない。	令和3年度の取組	○全ての小・中学校において、不登校担当教員(者)が位置づけられ、未然防止と早期対応も含めた校内支援体制が構築されるとともに、不登校担当教員配置校においては、支援体制の強化や不登校等の未然防止・早期対応が組織的に推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。 ・不登校担当教員の配置校の中で、不登校児童生徒の出現率が前年より減少した学校の割合:100%

2-② 教育内容の創造

【取組の指針】

人権尊重の理念や県民に身近な11の人権課題にかかる教育内容、子どもが自らの進路を切り拓くための教育の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-2	<p>人権教育推進事業 ・人権教育主任連絡協議会等 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。</p>	<p>◇児童生徒の人権意識を向上するために、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、教育活動全体を通じた人権教育を推進する。 (内容) ・学校教育指導資料「Let's feelじんけん」を活用し、児童生徒の育てたい資質・能力(3側面)や、教科等における人権学習等についての確認 ・PDCAサイクルを用いた校内の取組等についての協議、個別の人権課題についての研修等を行い、人権教育主任の知的理解や人権教育の取組の推進を図る。</p> <p>◆新型コロナウイルス感染症予防対策のため、人権教育主任連絡協議会(5月)を中止し、県内各学校にPDCAサイクルによる人権教育の取組や、感染症に関する誹謗・中傷・差別に対するメッセージを送付し、人権が尊重された学校づくりに向けた取組を求めた。</p> <p>◆人権教育主任研修会 ・PDCAサイクルシートを用いた学校の取組例や、個別の人権課題「性的指向・性自認」についてのオンデマンド研修を実施 ・県民に身近な人権課題を年間指導計画に位置付けている学校の割合 ・中学校区 R1:100% ・高等学校 R1:75.5%</p>	<p>○オンデマンド研修を実施し、人権教育主任の知的理解の充実を図った。 ○人権教育主任が管理職と連携し、組織的・計画的に個別の人権課題についての校内研修を実施することが定着してきている。 ・人権教育主任が管理職と連携し、PDCAサイクルにより取組・評価を行い、人権教育の推進に取り組んでいる学校の割合 小:80.5%、中:81.3%、高:75.5%(7月末) ・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小:58.4%、中:59.8%、高:44.9%(7月末) ・校内研修の実施校の割合 小:98.9%、中:97.2%、高:95.9%(7月末) ・授業研究の実施校の割合 小:59.5%、中:62.0%、高:46.9%(7月末)</p> <p>●人権教育の組織的な取組についての周知はできたが、今後も集合研修が実施困難の場合も想定し、集合研修とオンデマンド研修を組み合わせるとともに、研修内容の精選や工夫を行う必要がある。</p> <p>●各学校において、個別の人権課題に関する授業研究の実施が5~6割程度であり、今後取組を年間計画に位置付け実施できるように、人権教育主任連絡協議会での情報提供や、学校教育指導資料「Let's feelじんけん」の活用を促進し、丁寧に行っていく必要がある。</p>	<p>令和3年度の取組</p>	<p>①人権教育主任が管理職と連携し、PDCAサイクルにより、人権教育を組織的・計画的に推進している。 小:95%以上、中:85%以上、高:60%以上</p> <p>②人権教育全体計画・年間指導計画に沿って人権学習が、組織的に取り組まれ、児童生徒の人権意識が向上している。</p>

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
28	防災教育推進事業 (学校安全対策課)	◇防災教育研修会の開催や実践的防災教育推進事業のモデル地域及び拠点校の取組の普及等を通して、県内において、子どもたちに安全に関する資質・能力を身に付けさせる防災教育を推進する。 ◇「高知県高校生津波サミット」の取組を通して、実践校の主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成を図る。 ◆防災教育研修会の実施 (Web開催)8/4～:学校全体、各学校から受講報告書の提出(11月) ◆実践的防災教育推進事業 5市町村8拠点校における取組の実施、研究発表会等の開催による取組の普及 ◆「高知県高校生津波サミット」 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、県版サミット開催中止、令和3年度にかけて取組を実施する実践校・実践委員の募集	○自他の生命尊重や他者への気遣い等、人権に配慮した防災教育の質的向上を図ることを目的に、防災教育研修会(Web開催)を実施し、受講者が研修内容を活かし、自校の取組を改善することにつながった。 ○実践的防災教育推進事業の実施市町村では、拠点校における、子どもたちに安全に関する資質・能力を身に付けさせる防災教育の考え方や具体的実践を、学校安全担当教員を中心にモデル地域で共有することができた。 ●新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各拠点校の研究発表会等への他地域への参加が得られなかった。拠点校・モデル地域の実践を、県下全体に広げるためのさらなる取組が必要である。 ●「高知県高校生津波サミット」では、地域防災に貢献できる防災リーダーの育成を目指し、令和3年度にかけて取り組む実践校や実践委員に対して、高校生による主体的な防災活動が展開できるよう、重点的に指導支援をしていく必要がある。	令和3年度の取組	発達段階に応じて設定した、子どもたちが自らの命を守るために必要な知識・技能を身に付け、それを確認できる授業や訓練が実施されている公立学校の割合 100%
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり() ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成() ○位置付けの理由 子どもたちが自他の生命尊重を基盤として、安全に関する資質・能力を身に付けさせる防災教育を推進することが重要であるため。				
29	キャリア教育・就労支援推進事業 (特別支援教育課)	◇特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携・協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。 ・キャリア教育スーパーバイザーを配置し、各特別支援学校における取組を支援 ・就職アドバイザーが企業等を訪問し、現場実習や就労先を開拓 ・「特別支援学校就職サポート隊こうち」の設置(協力企業等の登録を制度化) ・高知県特別支援学校技能検定の実施 ◆知的障害特別支援学校就職率(A型事業所を含めた一般就労)[H30年度末卒業生]:43.6%(全国平均:34.9%) ◆公立特別支援学校就職希望者の就職率:92.7%(R2.4月)	○労働局による後援のもと、「特別支援学校就職サポート隊こうち」を12月に設置。 ○技能検定の実施や企業を交えた会議について、遠隔通信による会議の実施や控え室の分散等新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、実施することができた。 ●来年度以降の技能検定の実施や更なる企業との連携推進等に向けて、今後必要となる会議についても、実施方法や回数の見直し等、感染症対策を十分に行いながら、確実に実施することが必要。	令和3年度の取組	○特別支援学校児童生徒の一人一人の実態や進路希望に応じたキャリア教育や進路指導が実施されている。 ・知的特別支援学校就職率(A型事業所を含めた一般就労):全国平均以上 ・公立特別支援学校就職希望者の就職率:100%(H31.3月 97.7%)
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成() ○位置付けの理由 特別支援学校の児童生徒が将来に社会的・職業的自立することを保障するための事業				

2 小学校以降の学校教育の取組

令和2年度12月末現在

2-③ 教職員研修の充実

【取組の指針】
人権尊重の理念や県民に身近な11の人権課題についての教職員の認識を深めるとともに、自己の人権感覚や指導力を高めるための研修の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-3	<p>人権教育推進事業 ・人権学習学校支援事業 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。</p>	<p>◇各学校が行う校内研修や、市町村教育委員会が主催する集合研修において、指導主事を派遣し、個別の人権課題等の講習を実施する。また、研究授業や教材開発の指導支援を行う。</p> <p>◆講師派遣 12月末現在 ・校内研修の講師派遣について、市町村教育委員会や学校に養成(~5月) ・研修への講師派遣(小17、中10、高6、特4、中学校区研修会3、市町村研究会1、計41件実施)</p> <p>◆いじめ、虐待、不登校、ネット問題に関する校内研修用データを公立学校に配付し、活用を促した。</p>	<p>○個別の人権課題についての校内研修を実施することにより、教員の知的理解を図っている。</p> <p>○人権教育主任と生徒指導主事が中心となって、校内研修を実施できるように支援を行うことにより、いじめの基本的な認識とネットの問題については一定の共通理解が進んでいる。</p> <p>●研修後の人権学習の教材づくりや授業研究等につなげ、県全体に人権学習の充実を図る必要がある。</p> <p>●個別の人権課題の校内研修及び授業研究を十分に実施していない学校に対して、働きかけていく必要がある。</p>		<p>①県民に身近な人権課題等についての校内研修を実施することにより、教職員の認識が深まり、人権学習の系統的な取組が年間指導計画に沿って実施できている。</p> <p>②校内の人権教育推進委員会で研修を企画し、人権教育主任等が研修講師を務めたり、教員が校内で教材開発を行ったりする等、組織的な取組の充実が図られている。</p>
31	<p>管理職等育成プログラム (教育センター)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 自校の人権教育推進上の課題を把握し、自校の教育活動に生かす。</p>	<p>◇人権尊重の社会実現のための学校教育の役割を再確認するとともに、管理職として自校の人権教育推進上の課題を見つけ、教育活動に生かすための力量を養う。</p> <p>実施計画予定 「人権が大切にされる学校づくりに向けて」 ・研修日程 11月10日 ・受講者数 40名</p>	<p>※研修後の受講者アンケートの提出締め切りを1月末としているため、成果と課題については2月以降に記載する。</p>		<p>管理職として、自己の人権感覚や指導力が高まり、子どもを取り巻く様々な課題に対して組織的かつ計画的に取り組む姿勢をもつ。 受講後アンケート「職務を遂行するうえで役立つ内容であった」の項目3.5以上(4件法)</p>

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
32	若年教員育成プログラム (教育センター)	◇人権が尊重された学級経営や生徒指導、学習指導の充実を図るため、不登校問題を軸に据えた人権教育の基本を学び、人権教育を通じて育成する資質・能力の理解に向けた講義・演習を実施する。 ◆初任者研修(9月17日実施 受講者:200名) 7年経験者研修(6月30日実施 受講者:140名)	※7年経験者研修ではオンデマンドにて実施のため成果と課題は今後となる。 ・初任者研修において「人権教育」「不登校と生徒指導」の研修を行った。 ○感想では自己の言動や環境を振り返り、改めて正しい知識を身に付けることの大切さや教員としての在り方を見つめ直すことにふれたものが多く、人権感覚の育成につながったと思われる。 ●人権教育や人権感覚の育成は、継続的な取組の中で培われるため、OJTとして行うことが効果的である。(配置校により差が見られる)	令和3年度の取組	子どもと積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができるとともに、子どもの自己肯定感を高め、相互に認め合い高め合える集団づくりに取り組んでいる。 (3年経験者自己評価票〈学級・HR経営力①②〉学校長評価平均値3.0以上)
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 教員として必要な人権感覚を身に付けるとともに、子どもが自らや他者を大切に、認め合える学級経営の実現を目指す。				
No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
33	中堅教諭等資質向上研修 (教育センター)	◇人権尊重の理念に根ざし、配慮を要する児童生徒理解を図るとともに、学級・ホームルーム経営の充実につながる講義・演習を実施することで、中堅期の教員として求められる人権感覚の向上を目指す。 ◆共通課題研修 ・9月15日実施 ・受講者:89名 ◆選択研修 人権教育・学級経営・特別支援教育等に関する知識理解を深めるとともに、9年間の教育実践を振り返り明らかになった自己課題等について主体的に研修を行う。 ・「人権教育セミナー」「人権教育実践スキルアップ講座」等を受講者に推奨	○受講者アンケート「人権感覚が高まり、今後の教育活動に生かせる内容でしたか」による評価平均(4件法) ・3.7(共通課題研修) ・3.8(「人権教育セミナー」選択研修として推奨) ・3.2(「人権教育実践スキルアップ講座」選択研修として推奨) ●中堅期として求められる人権感覚の向上につながる研修を今後も続ける必要がある。	令和3年度の取組	受講者アンケート「人権感覚が高まり、今後の教育活動に生かせる内容でしたか」評価平均3.0以上(4件法)
	【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○) ○位置付けの理由 人権教育推進につながる資質や人権感覚の向上を目指す。				

2 小学校以降の学校教育の取組

令和2年度12月末現在

2-④ 組織的・継続的な取組とその点検・評価

【取組の指針】
教職員が一体となって人権教育に取り組むための推進体制を確立し、PDCAサイクルに基づいた点検・評価を定期的に行い、地域学校協働本部等の活動などを通して地域との連携・協働を推進する。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
34	<p>生徒指導主事会(担当者会) (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 県内すべての生徒指導担当者、生徒指導主事対象に、問題行動等の未然防止の取組に重点をおいた開発的・予防的な生徒指導の推進等についての研修の実施。</p>	<p>◇生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った開発的・予防的な生徒指導や、解決に向けた対処的な生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事(担当者)の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。</p> <p>◆校種別の主事会(担当者会)(5月)を中止とし、県内各学校に開発的・予防的な生徒指導、特に安心安全な学校づくりを組織的に展開することを依頼した。</p> <p>◆地区別の主事会(担当者会)(5月)をオンデマンド研修とし、校種ごとの課題や不登校に対する総合的な取組について周知を図った。</p>	<p>○オンデマンド研修(地区別代替)後に、取組の報告書を提出してもらい、すべての学校で取組を実施したことを把握した。</p> <p>○開発的な生徒指導の推進は、特に居場所づくりの取組に対する意識が高まった。 ①開発的な生徒指導(7月調査) →(小:100%、中:99.8%、高:98%)</p> <p>○不登校の初期対応の強化について、様々な機会を捉えて周知を図ってきたことで、早期発見・早期対応の意識が高まった。 ②早期発見・早期対応(7月調査) →(小:44.7%、中:46.3%、高:44.9%)</p> <p>●組織的な取組の必要性について理解は深まったが、それを定期的に検証改善するサイクルはまだ十分に定着していない。 ③PDCAサイクルに基づく検証・改善(7月調査) →(小:21.6%、中:29.0%、高:26.5%)</p> <p>●校種間での情報共有や協議の機会をもてなかったため、小中高が連携した取組の強化を図ることができなかった。</p>		<p>○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。</p> <p>①児童生徒の自尊心や自己有用感を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置づけて組織的に実施している学校の割合:小中高100%</p> <p>②問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合:小中高40%以上(R2.2月:小学校:26.5%、中学校:28.3%、高等学校:19.6%)</p> <p>③生徒指導の改善につなげるために、PDCAサイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合:小中高35%以上(R2.2月:小学校:12.9%、中学校:18.9%、高等学校:11.8%)</p>

3 社会教育の取組

令和2年度12月末現在

3-① 家庭教育における人権教育・啓発の推進

【取組の指針】

研修や体験活動、交流活動等様々な機会を通して、保護者が人権感覚を高めるための取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-4	<p>人権教育推進事業 PTA人権教育研修への支援 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 PTAが人権尊重の理念 や人権課題に関する知識 や人権感覚を向上する環 境をつくるため。</p>	<p>◇PTA人権教育研修への支援 PTA会員等が、喫緊の人権課題や社会の変 化に伴う新たな人権課題に対する理解と認識を 深めることをめざし、PTAが実施する人権教育 研修会等を支援することで、地域ぐるみで子ども を見守る体制づくりにつなげる。</p> <p>◆研修の実施 12月末現在 ・3校(性的指向・性自認2、コロナウイルス感染 症に関わる人権侵害1) ・12月以降予定5校(ネット2、子育て1、コロナ ウイルス感染症に関わる人権侵害1、人権全般 1) (参考)H29:27校、H30:20校、R1:6校</p>	<p>○PTA研修において、参加型研修を取り入れた内容の 講話を実施し、子どもに関わる人権課題や子育てに関 する情報提供ができた。</p> <p>●コロナ禍において感染予防もあり、研修の依頼が少な い。PTAのニーズに合う研修テーマや、保護者の参加意 欲につながるような研修内容についての準備や広報を 充実させる必要がある。</p> <p>●保護者の人権課題に関する認識が十分でない状況 があり、日々の子育てや家庭生活と、人権尊重の理念 や人権課題の関連が理解できるように、就学前教育・学 校教育における保護者への啓発を行う必要がある。</p>		<p>各学校やPTA等において、人権 尊重の理念や個別の人権課題 に関する研修を実施することで、 大人の人権感覚が高まってい る。</p> <p>・人権教育・児童生徒課による支 援 PTA:15校以上</p>

3 社会教育の取組

令和2年度12月末現在

3-② ライフステージに応じた学習機会の提供・充実

【取組の指針】

地域やPTAの活動と連携し、住民のニーズに応じた人権に関する学習の機会や、若者の修学や就労に向けた取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-5	<p>人権教育推進事業 高知縣市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 人権尊重の理念や人権課題に関する知識、人権感覚を醸成を図る。市町村の人権施策の取組を支援する。</p>	<p>◇高知県人権施策基本方針―第2次改定版―の基本理念に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進するため、他県の実践報告や県と市町村の情報交流などを通じ、人権施策の実施などにおいて連携を図るとともに、市町村の取組を発展させる。</p> <p>◆第1回 中止 PDCAサイクルシートの作成を要請</p> <p>◆第2回 1月開催予定</p>	<p>○組織的・計画的な取組の実施と次年度の改善点を確認するために、各市町村部署における実施事業について、PDCAシートの作成を依頼し、情報共有を行うことができた。</p> <p>○各市町村部署のコロナ禍における人権侵害への対応及び未然防止の取組の充実を目的とした、情報共有を図ることができた。</p> <p>●コロナ禍における研修内容の精選や、集合研修とオンライン研修の組み合わせた実施方法等について、関係部署と検討する必要がある。</p>	令和3年度の取組	<p>・市町村の担当者が、人権教育・啓発の事業や取組について企画・運営し、取組の充実を図っている。</p> <p>・市町村の担当者が、人権尊重の理念や個別の人権課題についての知識や人権感覚を醸成する研修を企画・運営することができる。</p>

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
43	<p>若者の学びなおしと自立支援事業 (生涯学習課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成()</p> <p>○位置付けの理由 様々な理由により学校に通うことができず、結果としてニートやひきこもり傾向にある若者に対し、修学や就労に向けた支援を行う。</p>	<p>◇中学校卒業時及び高等学校中途退学時の進路未定者やニートやひきこもり傾向にある若者に対し、「若者サポートステーション」を中核とした修学・就労支援を行うことで、若者の学びなおしと社会的自立を促進する。</p> <p>◆若者サポートステーションによる支援 ・R2年度支援実績(12月末) 新規登録者数252名(260名:R元年度12月末) 利用登録者数457名(513名:R元年度12月末) 進路決定者数170名(203名:R元年度12月末) 単年度進路決定率37.2%</p> <p>◆支援体制の周知 ・地区別連絡会、高等学校担当者会6地区実施183名(6月) ・公立中学校へのチラシ配付(4月) ・県立高等学校への「はばたけネット」資料配付(教務主任会4月・学校長会5月) ・私立学校(中学校及び高等学校卒業生)への「はばたけネット」資料配付、若者サポートステーションチラシ配付依頼(12月) ・各市町村への若者サポートステーション出張相談会開催の依頼訪問(12月)</p> <p>◆多様な若者の状況に応じた支援の充実 ・若者自立支援セミナー、相談会の実施(7月) 講演76名 基礎講座46名 ・「若者はばたけプログラム」活用研修会の実施(9月～11月) 講座3回 延べ90名参加</p> <p>◆市町村教育委員会への中学校卒業時進路未定者の進路及び支援状況の確認 6月(R2. 6月状況確認)11市町23名(私学除く) 12月(R2. 12月状況確認)10市町村19名</p>	<p>○昨年度と比較して、関係機関の参加者が地区別連絡会は62名、若者自立支援セミナーは28名、「若者はばたけプログラム」活用研修会は33名増加しており、事業及び各サポートステーションの取組の周知や、支援関係者の資質向上が進んでいる。</p> <p>●支援に結びついていない社会的自立に困難を抱える若者を若者サポートステーションなど関係機関につなげる必要があるが、学校や職場を離れた若者の把握が困難である。</p>		<p>○社会的自立に困難を抱える若者を一人でも多く支援機関につなぐことにより、修学・就労などによる社会的な自立が実現している。</p> <p>・若者サポートステーション利用者の進路決定率(単年度) 40%以上</p>

3 社会教育の取組

令和2年度12月末現在

3-③ 指導者等の養成

【取組の指針】
市町村における社会教育担当者の企画・運営力が高まる研修や、市町村間のネットワークの充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
13-6	<p>人権教育推進事業 ・社会教育主事等研修 (人権教育・児童生徒課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実(○) ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 人権尊重の理念や人権課題に関する知識、人権感覚を醸成を図る。市町村の人権施策の取組を支援する。</p>	<p>◇外部講師による事例研修を中心に、専門的知識の向上及び研修会等の企画・立案に向けたファシリテーション技術の習得により、担当職員の資質向上を図る。</p> <p>◆講演・演習 8月18日実施 外国人の人権「ヘイトスピーチ」に関する研修 演題:「全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指して～ヘイトスピーチ解消法を通して～」 講師:特定非営利活動法人コリアNGOセンター 事務局長 金光敏(キム・クァンミン)さん</p> <p>参加:17市町村及び関係部署 33名</p>	<p>○生涯学習課と合同で開催し、ヘイトスピーチに関する研修内容をこれまで実施していなかった市町村の職員にとっては学ぶ機会となり、職場や家庭等でできること等、情報を共有することができた。 研修満足度 83.6%</p> <p>●市町村の社会教育主事の出席が少ない状況があり、参加できるための工夫を検討する必要がある。</p> <p>●演習については、参加者のファシリテーターのスキルを養成する目的があるが、コロナ禍のため、多くの時間を設定することができない。今後、研修内容や方法について、検討する必要がある。</p>	令和3年度の取組	<p>・市町村の人権教育・啓発及び社会教育担当者等が、人権尊重のまちづくりを推進するために、専門的知識を身に付けるとともに、研修会等の企画・立案に向けたファシリテーション技術の習得により、担当者の資質向上を図る。</p>

3 社会教育の取組

令和2年度12月末現在

4 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働

【取組の指針】

就学前教育、学校教育、社会教育が連携し、ともに子どもを育成するという視点に立ち、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を推進する。

No.	事業名称・担当課	事業の概要(◇)・主な実績(◆)	成果(○)・課題(●)	令和3年度の取組	目指すべき姿(到達目標)
52	<p>高校学校における特別支援教育の推進 (特別支援教育課)</p> <p>【人権教育上の3観点】 ・環境づくり(○) ・人権学習の充実() ・人権感覚の育成(○)</p> <p>○位置付けの理由 障害等の有無に関わらずすべての生徒が地域社会の中で円滑に学びつつ、卒業後に社会的・職業的に自立することを保障するための事業</p>	<p>◇発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保障と社会参加に必要な力を確実に身に付けることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。</p> <p>◆学校経営計画において、校内支援会の日程、回数他に特別支援教育に関する取組を記載している高等学校 78.0%(R2.8月速報値)</p> <p>◆個別の教育支援計画の作成が必要な生徒が在籍しており、1名以上作成済みの高等学校 42.1%(R2.8月速報値)</p> <p>◆県、通級センター校主導による通級による実施校間の情報共有、協議 7回(R2.12月末段階)</p> <p>◆通級センター校による公開校内研修会を実施(R2.11月)</p>	<p>○通級による指導実施校間の情報共有に遠隔教育システムを活用したことで、新型コロナウイルスの影響下にあっても、実施校間の情報共有、協議の機会が確実に増えている。(R1年度は年間通じて3回実施)</p> <p>○公開校内研修会において、通級による指導に関する事例を共有し、協議を行うことができた。</p> <p>●指導事例の共有、協議については、取組が始まったばかりであり、検討のための資料や動画の準備内容等、さらに研究を進め、協議の質の向上につなげる必要がある。</p> <p>●通級による指導の実践内容を、実施校以外にも広げる場を今後も設けていく必要がある。</p>	<p>令和3年度の取組</p>	<p>○高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導支援の実施モデルが確立され、各学校の特色を活かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。</p> <p>・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数他に特別支援教育に関する取組を記載している高等学校 100%</p> <p>・個別の教育支援計画の作成が必要な生徒が在籍しており、1名以上作成済みの高等学校 100%</p>